

ながさきけんりつにじ はらとくべつしえんがっこう い きぶんこうどうそうかい いっこうかい かいそく  
長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校同窓会（壱虹会）会則

第1条（名 称）

ほんかい ながさきけんりつにじ はらとくべつしえんがっこう い きぶんこうどうそうかい いっこうかい しょう  
本会を長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校同窓会（壱虹会）と称する。

第2条（目 的）

ほんかい かいいん がっこう きんみつ れんらく と あ かいいんそうご しんぼく こうりゅう はか い きぶんこう  
本会は、会員と学校が緊密に連絡を取り合うとともに、会員相互の親睦と交流を図り、壱岐分校  
の発展に寄与することを目的とする。

第3条（活 動）

- （1）定期総会を原則8月の第1週目の日曜日に開催し、役員を選出、事業計画、事業報告、  
予算審議、規約審議等を行う。総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。
- （2）会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催する。
- （3）会長が認めた場合は、本会の目的に値するその他の活動（「成人を祝う会」）を行う。

第4条（会 員）

ほんかい かいいん つぎ そしき  
本会の会員は次のように組織する。

- （1）正会員 ①長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校高等部を卒業した者  
【高等部壱岐分教室及び高等部訪問教育（壱岐地区）を卒業した者を含む】  
②長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校 中学部を卒業した者  
【壱岐分教室 中学部及び中学部訪問教育（壱岐地区）を卒業した者も含む】  
それが最終学歴となる者で入会を希望する者
- （2）準会員 ①正会員の保護者  
②壱岐分校現職員及び旧職員（訪問教育、分教室に勤務した者を含む）  
③長崎県立虹の原特別支援学校（本校）を卒業した者で入会を希望する者、  
本会の催す活動に参加し、援助協力を通して会員との交流を深めることを希望  
する者

第5条（役員及び役員を選出）

ほんかい つぎ やくいん お  
本会に次の役員を置く。

- （1）会 長（1名）・・・ 正会員の中から選出する。
- （2）副会長（1名）・・・ 卒業年度の正会員の生徒会役員の中から選出する。
- （3）監 査（1名）・・・ 会長の保護者が担う。
- （4）世話役（1名）・・・ 卒業年度の学年の正会員の保護者から選出する。
- （5）会 計（1名）・・・ 高等部主事
- （6）庶 務 ・・・ 進路指導部
- （7）役員は、全て同窓会総会において承認を必要とする。

## 第6条 (役員任期)

- (1) 会長の任期は、承認を受けた同窓会総会後から次年度の同窓会総会までの1年とする。  
(同窓会がない場合は翌年の同日まで) 次期候補者がいない場合は最大3年間までとする。
- (2) 世話役の任期は、原則として卒業後2年までとする。
- (3) その他の役員(副会長・監査)の任期は、承認を受けた同窓会後から次年度の同窓会までの1年とする。  
但し、再任を妨げない。

## 第7条 (役員業務)

- (1) 会長は、本会を代表し、総会を招集し、会を運営する。同窓会に係る事業へ参加することを基本とする。
- (2) 副会長は、会長の補佐を主業務とし、会長不在の場合は、会長の指名により、その職務を代行する。
- (3) 監査は、事務局からの会計の収支を受け監査に当たり、同窓会総会で監査結果を報告する。
- (4) 世話役は、直接携わる第3条にあげた活動(「成人を祝う会」)の企画・運営を行う。
- (5) 役員会は、会長が副会長、監査、会計、庶務と相談の上で開くことができる。

## 第8条 (事務局)

- (1) 事務局は、長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校高等部内に置く。
- (2) 事務局は、会長の委嘱によって、会計業務、会員情報の管理、本会の催す活動などの事務を行う。
- (3) 事務局は、同窓会通信を発行し、会員に周知する。

## 第9条 (会計)

- (1) 本会の経費は、入会金、寄付金、その他雑収入によって賄う。
- (2) 正会員になることを希望する者は、卒業時に入会金として1,000円を納入する(終身)。会費は、通信費、同窓会運営費等に充てる。
- (3) 途中退会の場合にも、入会金の返金はしない。
- (4) 本会の催す活動に必要な昼食、飲み物代、レクリエーション代などは、入会金とは別に当日集金する。
- (5) (4)の残金は、本会の会計に入金する。
- (6) 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

## 第10条 (運営)

- (1) 同窓会入会式を、壱岐分校高等部卒業式の前日に行う。
- (2) 会員は住所、氏名に変更があった場合は、速やかに事務局に届けること。

第11条 (慶 弔)

- (1) 成人した正会員に祝電等のお祝いを行う。
- (2) 正会員で成人前に死去した者には弔電等を送る。

ふそく  
(附則)

- ・本規則は、役員会の審議を経て、定期総会の議決により改正することができる。
- ・本規約は、平成28年3月3日から実施する。
- ・令和3年1月 一部改正。